

社会的検査における新たな検査手法の実施について

1 主旨

現在4度目の緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出や移動についての自粛が要請されている中で、新型コロナウイルス感染症がさらに深刻化していることから、社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）において、新たな検査手法（抗原定性検査）等を実施する。

2 抗原定性検査の実施について

(1) 目的

ウイルス量の多い陽性者を早期に発見することでクラスター抑止、重症化防止を図るとともに、小中学校等における校外活動等の実施を支援する。

(2) 現状・課題

現在、社会的検査では「事業所・施設内で感染者が発生した場合」や「事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合」に随時検査（行政検査）を実施しているが、今般の感染状況の深刻化により、事業所・施設からの検査申込みが増加しており、特に変異株等の影響により保育園や学校等の子ども関連施設の申込みが多く、検査人員を増強し対応を行っている。一方で区立小中学校は9月1日から始業式が行われるなど、学校の活動が再開することに伴い、さらなる検査体制の強化が求められる。

(3) 対応方法

現在の社会的検査（行政検査（定期・随時）、スクリーニング検査）に加え、いつでも検査が可能な簡易キットによる抗原定性検査を導入する。

本検査は医師による診断を行わず、検体も自己採取することから、陽性疑いとなった場合は、医師の診断が伴う検査の受検が必要となるものの、いち早くウイルス量の多い陽性者を集団から見つけ出し、適切な措置へ繋げる。

(4) 実施内容

① 随時検査の補完

随時検査の申込みから検体採取、検査結果まである程度の時間を要することから、速やかにウイルス量の多い陽性者を見つけ出し、適切な措置へ繋げ、感染拡大を防ぐため、随時検査においてPCR検査と抗原定性検査を併せて実施する。

ア 対象施設

(ア) 区内小中学校（区立、私立）

(イ) 新BOP

(ウ) その他社会的検査の対象施設（高齢施設、障害施設、保育園、幼稚園、児童養護施設等）

(エ) 上記以外でクラスター発生の可能性が高い施設（高校、大学、会社等）

イ 実施方法

(ア) あらかじめ当該検査を利用する事業所・施設へ事業所・施設用および受検者用の検査手順等を記載したパンフレットを送付し内容を周知する。

なお、パンフレットは区のHPにも掲載する。

- (イ) 事業所・施設より委託事業者へ簡易キットの希望数量を連絡。連絡を受けた委託事業者は簡易キットを施設へ送付する。
- (ウ) 事業所・施設は保健所が濃厚接触者として特定していない職員または利用者に対して、送付された簡易キット及び検査手順等を記載した受検者用のパンフレットを配付する。
- (エ) 受検者は検体を前鼻腔から自己採取し、キット付属の機器へ滴下、結果判定を確認する（滴下から結果判定まで15分～30分程度）。
なお、児童・生徒等の検査は感染拡大を防止するため、原則として自宅で実施することとし、保護者の管理下のもと実施してもらう。
ただし事業所・施設からの希望により、委託事業者が施設へ訪問し、検体採取補助から結果判定まで立ち会うことも可能とする（要予約）。

ウ 陽性疑いとなった場合の対応

当該検査により陽性疑いとなった場合は、事業所・施設からの申し出により随時検査を実施する。本人の希望等により、かかりつけ医や医療機関等で行政検査が受検できる場合は、その検査結果をもって確定することとする。

② 行事前検査

普段の学校生活よりも感染症対策が行いづらく、一時的に大人数が集まる、または密になる機会が高くなる校外学習（例：移動教室でのバス内や宿泊室）や部活動の大会（例：運動部でのマスク着用無）等を実施するにあたり、速やかな検査が可能な抗原定性検査を活用し、行事实施前に検査することで、感染拡大防止を図る。

ア 対象施設

区内小中学校（区立、私立）

イ 実施方法

- (ア) あらかじめ当該検査を利用する区内小中学校へ事業所・施設用および受検者用の検査手順等を記載したパンフレットを送付し内容の周知を行う。
なお、パンフレットは区のHPにも掲載する。
- (イ) 区内小中学校より委託事業者へ簡易キットの希望数量を連絡。連絡を受けた委託事業者は簡易キットを施設へ送付する。
- (ウ) 簡易キット到着後、区内小中学校は職員または児童・生徒へ簡易キット及び検査手順等を記載した受検者用のパンフレットを配付する。
- (エ) 受検者は検体を前鼻腔から自己採取し、キット付属の機器へ滴下、結果判定を確認する（滴下から結果判定まで15分～30分程度）。
なお、児童・生徒等の検査は感染拡大を防止するため、原則として自宅で実施することとし、保護者の管理下のもと実施してもらう。
ただし区内小中学校からの希望により、委託事業者が施設へ訪問し、検体採取補助から結果判明まで立ち会うことも可能とする（要予約）。

ウ 陽性疑いとなった場合の対応

上記「①随時検査の補完 ウ陽性疑いとなった場合の対応」と同様

③ 実施期間

令和3年9月から12月末まで（予定）

以降は区内の感染状況等を踏まえ、その対応を別途検討する。

④ 概算経費

約 122,000 千円

ア 令和3年度当初予算「地域医療整備」に計上した、事業委託料（費用）（1,749,214千円）の範囲で対応し、必要に応じ、補正予算等の対応を検討する。

イ 当該検査はその手法から行政検査とは認められないため、国や都の補助事業を活用する予定

3 定期検査休止に伴うスクリーニング検査の対象拡大について

現在新型コロナウイルス感染症の感染状況の深刻化から、随時検査の申込みが増加しており、この随時検査を速やかに実施していくため、新たな定期検査の受付を休止する。なお休止に伴い、以下の施設は社会的検査における定期的な検査の実施が不可となる。

● 介護事業所の入所系施設

● 障害者施設の入所系施設（国や都の補助対象となり、区のスクリーニング検査対象外となっている施設）

上記施設は国や東京都の別途補助事業の対象となっているが、補助期間が現時点で令和3年9月末までであり、以降は未定であることから、補助事業の活用が難しい場合、施設における感染拡大防止対策として社会的検査のスクリーニング検査の対象とする。

	職員・教員	利用者・入所者
介護事業所（入所系）	対象（※1）	対象外
障害者施設（入所系）	対象（※2）	対象外
介護事業所・障害者施設（通所系）	対象	対象外
介護事業所・障害者施設（訪問系）	対象	対象外
一時保護所・児童養護施設等	対象	対象外
保育園・幼稚園	対象外	対象外
小学校・中学校・新BOP	対象外	対象外

※1…新規追加。

※2…国や都の補助対象となり、区のスクリーニング検査対象外となっている施設について対象拡大。

4 保育園における抗原定性検査の活用について

施設に対し国事業の抗原簡易キットの積極的な活用を促す。

5 参考資料

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

「三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 (3) まん延防止
7) 学校等の取扱い」より抜粋

また、**大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）を奨励する。**

(2) 神奈川県HPより デルタ株と特定された（疑い含む）患者の内訳

（令和3年7月20日現在）
 総数 123名
 内無症状者 51名
 割合 約41.5%

(3) 保育園、小中学校の感染状況（令和3年8月8日時点）

施設等		R2.7月 現在	10月23日 現在	R3.1月31日 現在	4月18日 現在	7月18日 現在	8月8日現在
保育 施設 等	企業主導型保育施設	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	私立認可保育園	2件	13件	66件	83件	127件	183件
	区立認可保育園	—	4件	17件	24件	32件	41件
	認証保育所	—	1件	8件	9件	11件	11件
	認可外保育施設	—	2件	7件	14件	19件	28件
	私立認定こども園	—	—	6件	6件	12件	17件
	一時預かり施設	—	—	1件	1件	1件	1件
	地域子育て支援拠点	—	—	—	1件	1件	1件
	計	3件	21件 (+18)	106件 (+85)	139件 (+33)	204件 (+65)	283件 (+79)

施設等	R2.7月 現在	10月28日 現在	R3.1月31日 現在	4月18日 現在	7月18日 現在	8月8日 現在
区立小学校	3件	26件 (+23)	98件 (+72)	141件 (+43)	236件 (+95)	305件 (+69)
区立中学校	—	9件 (+9)	44件 (+35)	54件 (+10)	80件 (+26)	119件 (+39)